

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年3月8日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長 末富 理栄

### 1 工事概要

(1) 工事名 根岸住宅地区(6)除草等工事

(2) 工事場所 神奈川県横浜市

(3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。

- ・ 除草（年間数量） 約 273,000 m<sup>2</sup>
- ・ ツタの撤去（全撤去） 約 2,070 m<sup>2</sup>
- ・ 低木剪定 約 150 m<sup>2</sup>
- ・ 高木伐採 57 本
- ・ 薬剤散布 約 1,300 m<sup>2</sup>
- ・ 排水路清掃 約 1,994m
- ・ 集水桝清掃 23 箇所
- ・ 路肩清掃 約 3,500m
- ・ 設置工事
  - グレーチング 75m
  - 外柵 47m
- ・ 外柵撤去 29m
- ・ 修繕工事 一式
- ・ 廃棄物処分 5 t

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで

(5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(6) その他

本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申出のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。詳細は、入札説明書による。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「造園工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「造園工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記 3 の総合審査数値欄の点数）が 780 点以上であること。
- (5) 平成 21 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、造園工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。  
ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。
- (6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

また、本工事における監理技術者等の専任期間は、契約日の翌日から令和 7 年 3 月 28 日までとする。

ア 主任技術者は、2 級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・ 1 級造園施工管理技士
- ・ 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者

また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる。

イ 監理技術者は、1 級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。

また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 平成 21 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。(原則、着工から完成まで従事していること。)

エ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

(7) 般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び実績等の有無を確認できる資料(以下、「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第 150 号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(8) 第 5 号の施工実績が防衛省発注機関の発注した工事の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(9) 南関東防衛局が発注した「造園工事」のうち、令和 3 年度及び令和 4 年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

(10) 入札に参加を希望する者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は入札説明書による。

(11) 南関東防衛局の管轄区域(神奈川県)内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 5 F

南関東防衛局総務部契約課

TEL 045-211-7143

FAX 045-212-2806

メールアドレス sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和 6 年 3 月 8 日から令和 6 年 4 月 15 日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、9 時から 18 時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 2017 形式以下)

図面類 : PDF (Acrobat 2017 形式以下)  
数量表等 : Excel (2019 形式以下)  
提出様式類 : Excel (2019 形式以下)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(会社名等を記載済みのもの)を(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出(電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。)するとともに、データを保存するために必要なCD-R(未使用に限る。)2枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛のホームページ([https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji\\_004.pdf](https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf))より入手可能である。

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和6年3月22日 12時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料(以下「申請書等」という。)の容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。電子メールにより提出した場合は、速やかに上記(1)へ電話連絡を行うこと。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和6年4月10日 12時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年4月16日 17時30分

イ 場所 南関東防衛局入札室

#### 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店 横浜銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 南関東防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 南関東防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)及び(3)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記2(3)及び(3)に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 削除

(12) 防衛省における令和5・6年度防衛省競争参加資格の随時受付において申請を行った場合、当該開札の時点までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(13) 詳細は、入札説明書による。